

伊勢崎市生ごみ処理器購入費助成金交付要綱

平成17年1月1日

(趣旨)

第1条 市は、一般家庭から発生する生ごみの減量を図るため、生ごみを自家処理する目的で生ごみ処理器を購入する者に対し、生ごみ処理器購入費助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内において交付する。

2 前項の助成金の交付に関しては、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理器 堆肥式処理器、電動又は手動式処理器、単体ディスポーザ（以下「ディスポーザ」という。）及びその他生ごみを処理する器具をいう。
- (2) 堆肥式処理器 微生物等を利用して生ごみを分解し、減量し、及び堆肥化する容器であって、材質、形状等の耐久性及び安全性を備えているものをいう。
- (3) 電動又は手動式処理器 動力を用いて生ごみを分解し、又は乾燥する処理を行い、生ごみを減量化又は堆肥化するものをいう。
- (4) ディスポーザ 家庭の台所から発生する生ごみを粉碎処理し、排水とともに公共下水道（公共下水道伊勢崎処理区域内に限る。）及びディスポーザ対応型合併処理浄化槽に排出する装置をいう。
- (5) その他生ごみを処理する器具 前3号以外の方法で生ごみを分解し、又は乾燥する処理を行い、生ごみを減量化又は堆肥化する器具

(助成対象要件)

第3条 助成の対象者は、本市に住所を有し、かつ、居住している者とする。ただし、ディスポーザを設置する共同住宅等の建築主等で、市長が特に必要

と認めた場合は、この限りでない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、生ごみ処理器の購入金額に2分の1を乗じて得た額とし、1世帯当たり2万円を上限とする。ただし、建築主等が共同住宅等にディスポーザを設置した場合にあっては、1世帯1台につき、購入金額に2分の1を乗じて得た額とし、2万円を上限とする。

2 前項の規定により求めた助成金の額に100円未満の端数が生じた場合は、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

(助成金交付の基準)

第5条 助成金の交付対象となる生ごみ処理器(以下「助成対象機器」という。)は、1世帯1台に限る。ただし、堆肥式処理器に限っては、1世帯2台までとする。

2 助成金の交付を受けている者が、次の各号のいずれかに該当したことにより、助成対象機器を再度購入したときは、再度助成金を交付することができる。

(1) 生ごみ処理器を購入後3年以上使用し、故障、破損等でその生ごみ処理器が使用不能になったことを市長が認めたとき。

(2) 堆肥式処理器、電動式処理器又はその他生ごみを処理する器具を購入し、次年度以降にディスポーザを購入したとき。

(交付申請及び実績報告)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理器購入費助成金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書兼実績報告書」という。)に必要事項を記入して、次に掲げる書類を添えて、生ごみ処理器を購入後1年以内に市長に提出しなければならない。

(1) 生ごみ処理器購入を証明する領収書等(商品名及び製造業者名等の記入があるもの)の写し。ただし、ディスポーザについては、領収書等の写しのほか都市計画部下水道管理課発行の検査合格済み排水設備等工事完成届(以下「完成届」という。)の写し

(2) 市内に住所を有し、かつ、居住していることが確認できるもの。ただし、ディスプレイについては、完成届の写しを添付することにより、省略することができる。

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び確定)

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し適正と認めるときは助成金の交付を決定し、交付すべき助成金の額を確定し、生ごみ処理器購入費助成金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知後に助成金を交付する。

(維持管理)

第8条 生ごみ処理器の設置者は、その機能が正常に働くように適正に維持管理し、他の市民に迷惑の掛からないよう努めなければならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、不正手段等により助成金の交付を受けた者に対し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成 24 年 1 月 23 日決裁）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成 26 年 3 月 31 日決裁）から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

生ごみ処理器購入費助成金交付申請書兼実績報告書

次のとおり、伊勢崎市生ごみ処理器購入費助成金交付要綱第6条に基づき、助成金の交付を申請します。別紙領収書の写し等を添付し実績報告とします。

（宛先）伊勢崎市長 年 月 日

住 所			
フリガナ		電話番号	—
申請者氏名	⑩		
助 成 金 振 込 先	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	本店 支店
◎申請者の 口座にして ください。	口座番号	普 通 当 座	
製造業者名 商 品 名 型 式	・ ・ ・		
購入金額 (消費税込み)	円		
交付申請額	購入金額の1/2、100円未満切捨て、限度額20,000円		
	円		

※申請の際は、生ごみ処理器購入を証明する領収書等（商品名及び製造業者名等の記入があるもの）の写し及びディスプレイについては、領収書等の写しのほか下水道管理課発行の検査合格済み排水設備等工事完成届の写しを持参してください。

（印鑑と通帳及び住所等が確認できるものを持参してください。）

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢崎市長



生ごみ処理器購入費助成金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のありました、伊勢崎市生ごみ処理器購入費助成金については、伊勢崎市生ごみ処理器購入費助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり助成金の交付を決定し、助成金の額を確定します。

- | | |
|----------|------------------|
| 1 助成金の名称 | 伊勢崎市生ごみ処理器購入費助成金 |
| 2 助成金の金額 | 金 円 |